第2次江別市観光振興計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年5月19日

江別市長 後 藤 好 人

(設置)

第1条 江別市の地域資源や魅力を活かした観光振興施策の推進を目的とし、その指針と なる第2次江別市観光振興計画を策定するため、第2次江別市観光振興計画策定委員会 (以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項に関する協議を行い、その結果を市長に報告する。
 - (1) 第2次江別市観光振興計画策定に関する事項
 - (2) 第2次江別市観光振興計画の具現化及び推進に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体等の代表者又は役員等
 - (3) 公募による者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 市長は、委員会に委員のほか、専門的な助言を受けるためのアドバイザーを置くこと ができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは 、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員長がやむを得ない理由があると認める場合は、書面により会議を開くことができるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済部観光振興課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。